

国民健康保険からの お知らせ

医療費を抑制して財政への負担を軽減するため、適正な受診に努めていただきますよう、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

① 医療機関のかかりかた

保険事業の健全な運営を維持し、必要な人が適切な診療を受けられるようにするために、医療機関を利用するときには次のような点に留意するようご協力をお願いします。

◆ 診療時間内に

受診しましよう

時間外の受診は通常よりも医療費が高くなります。緊急の場合をのぞいて、休日や夜間の受診は避けるようにしましょう。

◆ かかりつけ医を

つくりましよう

身近な医療機関で自分の体

の状態を把握しているかかりつけの医師をつくれば、気になる症状があつたときに安心して相談することができます。

② 整骨院・接骨院のかかりかた

◆ 同じ病気で複数の医療機関を受診することは避けましょう

重複しての受診は医療費がかさむだけでなく、過剰な検査や投薬でかえつて体に悪影響を与えてしまう恐れがあります。

◆ 医師や薬剤師とよく相談しましよう

受診や薬の服用の際には医師・薬剤師とよく相談をし、自分の判断で治療や服用をやめたり、薬の分量を変えたりしないようにしてください。

◆ ジエネリック医薬品を活用しましよう

処方されている医薬品によつては、成分・効用はほぼ同様で値段の安いジエネリック医薬品が存在する場合があります。医師・薬剤師に相談してみてください。

◆ 保険証が使えない治療

- ・仕事や家事など、日常生活からくる単純な疲れや肩こりによるマッサージ代わり

の利用

- ・外傷性でない疾患からくる痛みやコリ(神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど)

◆ 保険証が使える治療

- ・外傷性の打撲、ねんざ、肉ばなれ
- ・骨折、脱臼(緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です)
- ・負傷原因がはつきりしている、「スジ違い」「ぎっくり腰」など

◆ 症状の改善がみられない長期の施術(痛みの原因が内科的要因も考えられます)

③ 医療費通知を活用しましよう

保険者から定期的に(国保は2か月に1回)送られてくる「医療費通知」は、みなさんが保険証を使って医療機関にかかる際の情報が記載されているものです。必ず目を通して健康管理に役立てください。

■ お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1735